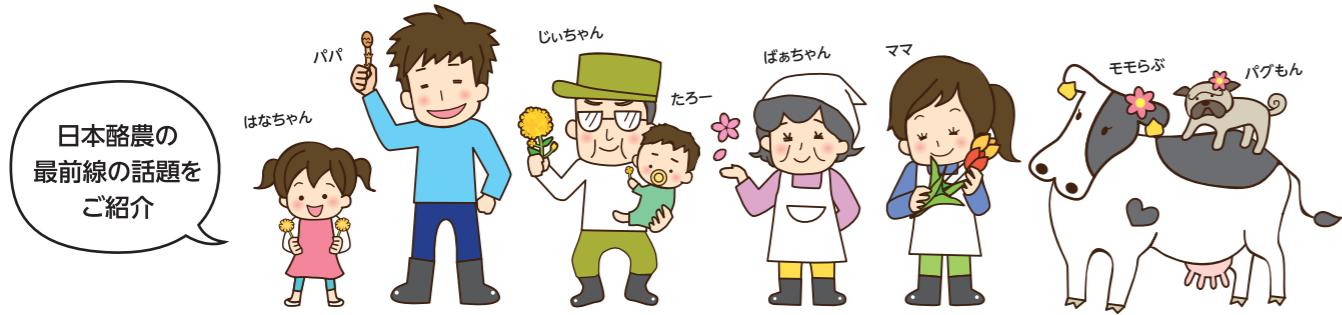
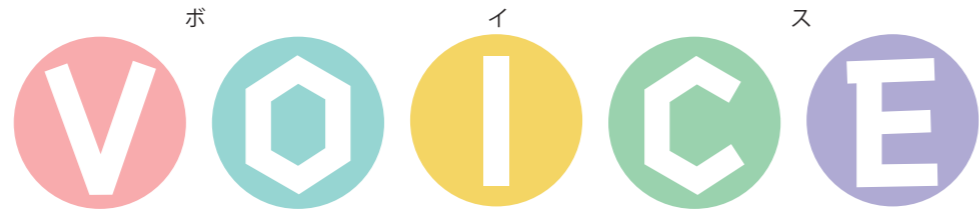


酪農



日本酪農の
最前線的话题を
ご紹介

平成28年度生乳計画生産・需給安定化対策の概要

平成28年度は、27年度に決定した「3年間は生乳の増産・維持を基本とする中期計画生産対策」の2年目となります。厳しい酪農の経営実態、生産基盤の弱体化および生乳需給のひっ迫等の状況を踏まえ、中央酪農会議は3月17日、第345回理事会において、27年度に決定した基本方針に沿って「平成28年度生乳計画生産・需給安定化対策」を推進することを決定しました。ここでは、その内容について紹介します。

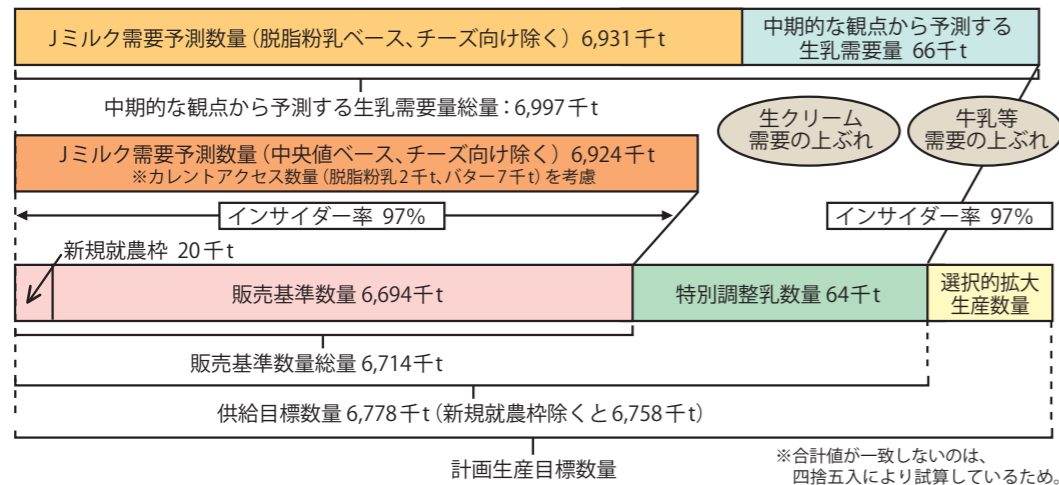
【基本的な考え方】

- ① 生乳の増産・維持を基本とする中期計画生産対策を実施。
- ② このため、万一、生乳需給が緩和した場合の過剰回避対策（セーフティネット対策）を構築。
- ③ 中央酪農会議は、指定団体と連携の上、酪農家の経営改善と生産性向上に資するよう、地域段階での生産基盤強化の取り組みを支援。

平成28年度に指定団体が受託を予定できる生乳の数量を「生乳計画生産目標数量」といいます。この数量は「販売基準数量」、「特別調整乳数量」、「選択的拡大生産数量」の3つの生産枠から構成されており、「販売基準数量」と「特別調整乳数量」を合わせた数量を「供給目標数量」としています。

なお、「供給目標数量」については、12月22日までの指定団体からの増（減）量申請に基づき、指定団体間の調整を行います。また、9月末日を増（減）量申請の一時締め切り日として設定し、早期の指定団体間調整を促します。

28年度の生乳計画生産の仕組み



【生乳計画生産対策における各生産枠の考え方とその配分方法】

販売基準数量

- Jミルクの需要予測（以下「Jミルク予測」）および28年度のカレントアクセス数量（脱脂粉乳2千トン、バター7千トン）を基本に、脱脂粉乳ベースとバターベースの生乳需要量（チーズ向け除く）の中央値にインサイダー率を乗じた数量から「新規就農枠数量」（2万トン）を差し引き、全国で6,694,127トン（27年度実績見込比100.5%〈前年比は閏年修正後〉）を設定。
- ①牛乳等向け需要量（Jミルク予測）の5%は27年度北海道と都府県の牛乳等向け販売実績の構成比で、②乳製品向け需要量（同）の5%は同乳製品向け（チーズ向け除く）の販売実績で案分し、①②ともに都府県においては各指定団体の27年度供給目標数量実績により配分。
- 総量から①と②を差し引いた数量は、各指定団体の27年度供給目標数量実績（災害等の影響を考慮により5月23日までに配分）。
- 「新規就農枠数量」については27年度の1万トンから2万トンに拡充。6月未だに指定団体からの申請を受け付け、「販売基準数量」として配分。上限数量を個人経営500

トン、法人経営3,000トンとした上で、全体の数量2万トンの範囲内であれば、上限を超えた配分も可

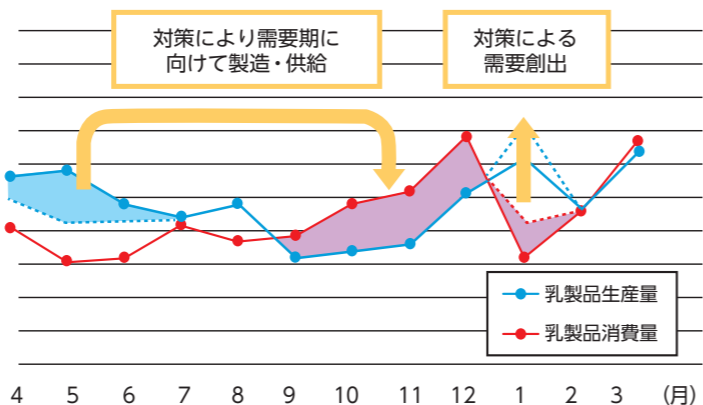
特別調整乳数量

● Jミルク予測(脱脂粉乳ベース)を基本に、乳製品向け生乳の潜在需要が強いこと等を見込んで、64,199トンを「特別調整乳数量」の上限として設定。

● 28年度の「特別調整乳数量」については、①液状乳製品向け生乳需要量が増える可能性が高いこと、②加工原料乳の潜在需要が強いことを見込まれること、③北海道での増産が時に過剰回避対策を実施すること、を前提に、設定数量の範囲内で加工原料乳地帯に優先的に配分。

選択的拡大生産数量

● チーズ・全乳哺育向けや輸出向け等の新たな生乳需要を創出する数量について設定。
● 5月末まで指定団体から申請を受け付け、申請に基づいてそれぞれ配分。



④ 飼料生産型酪農経営支援事業 (後掲「自給飼料の生産拡大対策」)

2 畜産・酪農の収益性向上対策

① 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(TPP対策・基金化)

【60,981百万円(補正予算)】
畜産クラスターの仕組みを活用し、地域ぐるみで収益性を向上させる取り組みを加速化するため、同計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、収益力強化や畜産環境問題への対応に必要な施設整備、家畜導入(対象を地域的な規模拡大の場合にも拡

平成28年度農林水産関係予算(生産局畜産部) 概算決定の概要

政府は昨年12月24日の閣議において、平成28年度一般予算概算を決定し、農林水産関係は総額2兆3,091億円(前年度比プラス1億円、平成27年度補正予算4,008億円込では17.4%増の2兆7,100億円)となりました。ここでは、28年度予算の重点事項のうち、「畜産・酪農の競争力の強化」のために講じられる畜産・酪農の経営安定、収益性向上、生産力強化等に向けた対策の概要をご紹介します。

1 畜産・酪農経営安定対策

① 加工原料乳生産者補給金

【所要額：30,564百万円(前年度31,068百万円)】
加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき、加工原料乳地域における生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、加工原料乳(脱脂粉乳・バター向けおよびチーズ向け生乳)について生産者補給金を交付します。

【脱脂粉乳・バター等向け生乳】

補給金単価：12.69円/kg、
交付対象数量：178万トン
【チーズ向け生乳】
補給金単価：15.28円/kg、
交付対象数量：52万トン



大)を支援します。また、施設整備との一体性も確保しつつ、収益力の強化等に必要な機械のリース導入を支援します。

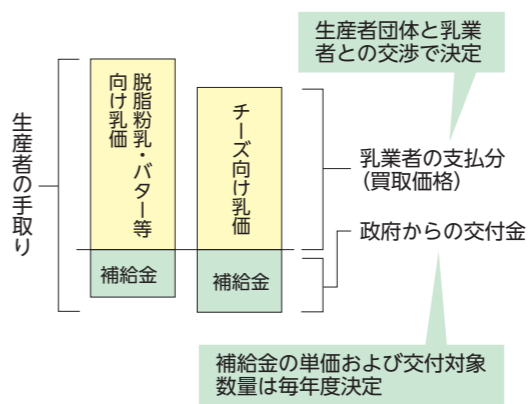
② 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進(TPP対策)

【16,400百万円(補正予算)】
畜産クラスター計画を策定した地域において、大型機械による効率的な飼料生産を一層推進するため、草地・畑の一体的整備、草地の大区画化、排水改良の改善等の整備を推進します。また、効率的な飼料生産基盤を形成するため、家畜ふん尿を発酵してスラリーとして有効活用するための肥培かんがい施設等の整備や、土壌の特殊性に起因する地盤の沈下による草地の湛水被害等に対処する整備を実施します。

3 畜産・酪農の生産力強化対策

① 畜産・酪農生産力強化対策事業(TPP対策・基金化)

【3,000百万円(補正予算)】
酪農経営における優良な乳用種後継雌牛の確保および和牛主体の肉用子牛の生産拡大を図るため、畜産クラスター計画に基づく以下の取り組みを支援します。
① 性別別精液・受精卵を活用した優良な乳用種後継雌牛の確保、和牛



② 加工原料乳生産者経営安定対策事業
【推進事務費：9百万円(前年度10百万円)】
加工原料乳の取引価格が補填基準価格(過去3年間の取引価格の平均)を下回った場合に、生産者に補填金(低落分の8割)を交付する事業を引き続き実施します。また、平成28年度より、液状乳製品を含む乳製品向け生乳の入札取引における価格低落も対象とします。

受精卵を活用した和子牛生産の拡大、和子牛育成施設の補改修、育成牛の外部預託の推進等の経営改善に向けた計画的な取り組み
② 和牛受精卵等の生産拠点の機器整備
③ 性別別精液生産機器等の導入
④ 受精卵移植技術の高位平準化のための実技研修会等の開催

4 自給飼料の生産拡大対策

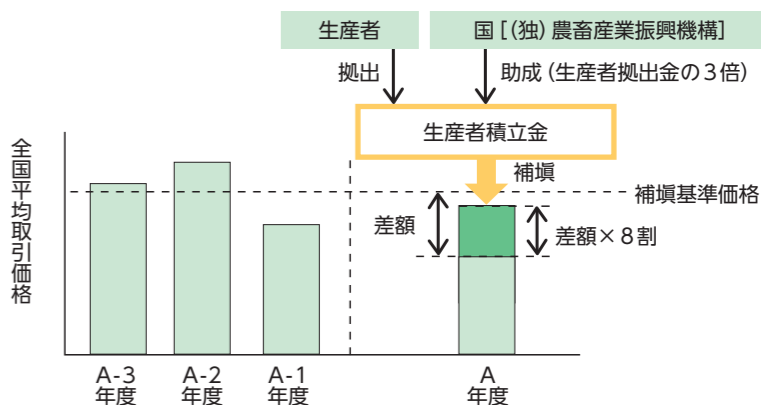
① 飼料増産総合対策事業

【1,011百万円(前年度1,055百万円)】
濃厚飼料原料(イアコン(子実、芯、穂皮から成る雌穂)等の増産、レンタカウを活用した肉用繁殖牛等の放牧の推進、コントラクターの機能の高度化、エコフィード増産等を支援します。

② 草地難防除雑草駆除等緊急対策事業

【700百万円】
難防除雑草駆除計画を策定し、計画に基づき行う高位生産草地への転換や駆除対策の活用・普及等の取り

③ 国産乳製品供給安定対策事業
【300百万円(前年度500百万円)】
生乳供給が短期間で変動する状況のなかで、国産乳製品の安定供給に対するユーザーの強い要望に応えるため、指定生乳生産者団体が乳製品を製造し適時に放出する取り組み等を支援します。
具体的には、指定生乳生産者団体が乳製品を委託製造し、適時に放出する取り組みや、不要期の乳製品需要を創出する取り組みに対し、乳製品製造経費の1/2を補助します。



③ 飼料生産型酪農経営支援事業

【6,800百万円(前年度6,581百万円)】
自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家(自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者)に対し、飼料作付面積に応じて交付金を交付します。また、輸入粗飼料の使用量を削減して飼料作付面積を拡大した面積に応じて、交付金を追加交付(3万円/ha)します。
【対象者の要件】
・ 飼料作付面積が、北海道で40a/頭、都府県で10a/頭以上
・ 環境負荷軽減に取り組んでいること
【交付金単価】
・ 飼料作付面積 1.5万円/ha
・ 飼料作付面積拡大 1.5万円+3万円/ha(追加交付)
④ 草地関連基盤整備
【4,783百万円(前年度6,219百万円)】
農地集積の加速化、農業の高付加価値化のための大型機械体系に対応した効率的な飼料生産基盤の整備を支援します。